

## ●除排雪について

### 1 基本的な考え方

除雪や排雪は、行政がすべてを行うのは困難なことから、市民・事業者と行政それぞれが役割を分担し、責務を果たすことが必要です。

道路部分は行政の役割、道路除雪による玄関前や車庫前の置き雪の処理は市民・事業者の役割とすることを基本としています。

この考え方に基づいて、雪に関する生活上のルールやマナーの徹底に努めることとし、それぞれが相互に協力しながら雪と向き合い、冬の生活をより快適なものにしていくこととしています。

除雪車は通常の場合、連続した降雪により深夜（午前1時）の降雪量が10センチを超えた場合に、通勤・通学時間となる午前7時頃までに作業が終わるように出動します。

朝方の降雪で出動が遅くなったり、吹雪により除雪作業が出来なくなり、午前7時頃までに作業が終わらない場合は、日中の除雪作業は、交通障害が予想される場合を除き、翌朝に行うなど、安全を第一に実施しています。

年度	除雪延長	排雪延長	事業費	国からの補助
21年度	725km	123km	6億74万円	4,800万円
22年度	726km	123km	7億9163万円	5,967万円
23年度 (実績)	726km	123km	7億7697万円	7,155万円

### 2 自治会排雪

自治会排雪は、自治会が中心となって行う生活道路の排雪に市が排雪用のダンプカー（運転者共）と排雪用ロータリー車を無料で貸し出し、自治会は排雪用ロータリー車の運転者、ショベルローダー（運転者共）、誘導員を準備し、排雪を行うシステムです。

市民協働の雪対策の典型とも言える自治会排雪は、個々の自宅前の問題のみでなく、地域の生活道路の機能向上が目的の相互扶助としての取り組みです。

広く市民の方に利用していただくため、年1回の利用とさせていただきます。

- 江別市が費用を負担し自治会に無料貸出し
  - ・ダンプ(運転者共)      ・排雪用ロータリー車（運転者別）
- 自治会が用意：除雪業者に依頼し契約
  - ・排雪用ロータリー車の運転者      ・ショベルローダー（運転者共）      ・誘導員
- 自治会排雪の推移

年度	実施自治会数	実施率	排雪延長	事業費
21年度	87	71%	318km	1億3200万円
22年度	87	71%	318km	2億1845万円
23年度 (実績)	91	75%	333km	2億347万円

(※実施率は、自治会排雪対象路線のうちの実施自治会分の距離)

### 3 福祉除雪

少子高齢化の進む社会情勢から、高齢者や障がい者世帯にとっては、屋根の雪降ろし、敷地内の除雪、特に道路除雪後の玄関前や車庫前の置き雪を取り除くことが困難になっています。

このように除雪作業が困難な方々への支援は、近所の助け合いやボランティアによる支援、そして行政が行う福祉除雪などがあります。高齢社会のなかで、今後も互助・公助による雪対策を進めていきます。

#### (1) 福祉除雪サービス (⇒ 社会福祉法人 江別市社会福祉協議会<市が委託>)

事業内容	対象者	利用者負担金
公道(車道)除雪が入った後に残される玄関前の雪の塊を置き換え(除雪)し、雪の置き換えが困難になった場合は、必要に応じて排雪します。 (1シーズン当たりの費用: 30,450円)	所得税非課税世帯か市民税非課税世帯で、一戸建て住宅に居住し、雪の置き換え場所がある世帯で、次のいずれかに該当する世帯(農村地域、国道沿いの世帯は除く) ① 70歳以上の高齢者のみの世帯(夫婦であればどちらかが70歳以上の世帯) ② 介護保険制度で要介護状態(要介護1~5)と認定された方のみの世帯 ③ 重度身体障がい者(身体障害者手帳1、2、3級)の方のみの世帯 ④ 精神障がい者(1、2級)の方のみの世帯 ⑤ 知的障がい者(療育手帳A、B判定)の方のみの世帯 ⑥ 18歳以下の方のみの世帯 ⑦ 上記①~⑥のみで構成される世帯	1シーズン当たり ・市民税非課税世帯 12,450円 ・市民税均等割課税世帯 17,450円 ・市民税均等割・所得割りとも課税世帯 22,450円
		市の事業費等 平 23 年度実績見込事業費: 1,091.2万円 (委託費) 利用世帯数: 615世帯

#### (2) 除雪派遣サービス (⇒ 社会福祉法人 江別市社会福祉協議会)

事業内容	対象者	利用者負担金
原則、公道除雪出動日に、玄関前から道路までの生活道路等の除雪を行います ※期間: 1シーズン(12月1日~3月31日) ※作業時間: 午前中のうちに実施(時間の指定不可)(1回あたりの費用: 1,200円)	近隣に健康な親族が居住していない世帯で、一戸建て家屋に居住し、生計中心者の当該年度の市・道民税が非課税であり、次のいずれかに該当する世帯(農村地域の世帯は除く) ① 70歳以上の方のみの世帯 ② 介護保険制度で要介護状態(要介護1~5)と認定された方のみの世帯 ③ 重度身体障がい者(身体障害者手帳1、2、3級)の方のみの世帯 ④ 精神障がい者(1、2級)の方のみの世帯 ⑤ 知的障がい者(療育手帳A、B判定)の方のみの世帯 ⑥ 18歳以下の方のみの世帯 ⑦ 上記①~⑥のみで構成される世帯	1回当たり500円 (1時間以内、1シーズン当たり20回まで。生活保護世帯は無料)
		社協の事業費等 平 23 年度実績事業費: 282万円 利用世帯数: 145世帯

(3) 避難路確保除雪事業（高齢者・身体障がい者除排雪サービス）  
 (⇒ 健康福祉部介護保険課)

事業内容	対象者	利用者負担金
市営住宅に入居する70歳以上の高齢者世帯等を対象に、玄関から公道までの通路を除雪します。(中高層集合住宅以外の市営住宅入居者)	病気や身体障がいなどで、世帯全員が自力で除雪することが困難で、次のいずれかに該当する市民税非課税世帯または生活保護受給世帯【市営住宅世帯（集合玄関型の団地は除く）】 ① 70歳以上の単身または高齢者夫婦世帯（どちらか一方が70歳以上で可） ② 身体障がい者のみの世帯	無 料
		市の事業費等
		平 23 年度実績見込 事業費：182.9万円 （委託費） 利用世帯数：62 世帯

(以上資料：土木事務所、介護保険課、財政課、社会福祉協議会)

#### 4 大雪時の要援護者世帯等への対応

(1) 状況確認

- ・民生児童委員連絡協議会、社会福祉協議会、介護保険事業者
- ・自治（連合）会長

(2) 対応

- ・通報により職員が現地確認し対応（避難路確保、暖房機給排気筒の確認、危険箇所の確認と表示、除雪事業者の紹介）

(3) 体制

- ・職員3名で1班とし、1日3班体制で対応
- ・市役所の各部で1班を編成し、民生・児童委員等の通報に応じて出動

(4) 平成23年1月時の大雪への対応

- ・件数：34件
- ・職員：84人（28班×3人）＋電話当番16人＝100人

(資料：総務部総務課危機対策・防災担当)